

令和六年第三回藤崎町議会定例会会議録

一、開会日時 令和六年九月三日 午前九時五十八分

一、開会場所 藤崎町議会議場

一、閉会日時 令和六年九月十二日 午前十一時二十七分

一、出席及び欠席議員の氏名  
別紙のとおり

一、職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

事務局 長 木村 宣文 係 長 大崎 光喜

一、地方自治法第二百一十一条第一項の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	平 田 博 幸	副 町 長	三 上 孝 之
総務課長選管事務局長併任	葛 西 昭 仁	財 政 課 長	三 浦 良 彦
経営戦略課長	石 澤 岩 博	税 務 課 長	佐 々 木 克 尚
住 民 課 長	境 輝 幸	福 祉 課 長	佐 々 木 涉
農政課長農委事務局長併任	舘 田 康 彦	建 設 課 長	鳴 海 浩 司
上下水道課長	木 村 文 徳	会計管理者会計課長兼務	高 木 勝 則
監 査 委 員	福 士 竹 志	選挙管理委員長	加 福 孝 二
農業委員会会長	安 原 義 太 郎	教 育 長	羽 賀 義 易
学 務 課 長	佐 藤 康 文	生涯学習課長	石 井 孝
学校給食センター所長	久 保 田 育 子		

一、議事日程

別紙のとおり

一、会議に付した事件

一、会議録署名者指名

一、会期の決定

一、諸般の報告

一、町長提案理由説明

一、令和五年度決算審査報告

一、決算特別委員会設置

一、発議第三号 西十和田トンネル（仮称）の早期建設を求める意見書案

一、報告第十五号 令和五年度藤崎町健全化判断比率の報告の件

一、報告第十六号 令和五年度藤崎町資金不足比率の報告の件

一、諮問第四号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めるの件

一、議案第六十号 藤崎町地方活力向上地域に係る固定資産税の特別措置に関する

条例の一部を改正する条例案

- 一、 議案第六十一号 藤崎町国民健康保険条例の一部を改正する条例案
- 一、 議案第六十二号 財産の取得の件
- 一、 議案第六十三号 青森県後期高齢者医療広域連合規約の変更について
- 一、 議案第六十四号 令和六年度藤崎町一般会計補正予算（第三回）案
- 一、 議案第六十五号 令和六年度藤崎町国民健康保険（事業勘定）特別会計補正予算（第二回）案
- 一、 議案第六十六号 令和六年度藤崎町後期高齢者医療特別会計補正予算（第二回）案
- 一、 議案第六十七号 令和六年度藤崎町介護保険（事業勘定）特別会計補正予算（第二回）案
- 一、 議案第六十八号 令和六年度藤崎町水道事業会計補正予算（第三回）案
- 一、 議案第六十九号 令和六年度藤崎町下水道事業会計補正予算（第二回）案
- 一、 決算特別委員会報告

- 一、議案第七十号 令和五年度藤崎町一般会計歳入歳出決算の認定を求めるの件
- 一、議案第七十一号 令和五年度藤崎町国民健康保険（事業勘定）特別会計歳入歳出決算の認定を求めるの件
- 一、議案第七十二号 令和五年度藤崎町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定を求めるの件
- 一、議案第七十三号 令和五年度藤崎町介護保険（事業勘定）特別会計歳入歳出決算の認定を求めるの件
- 一、議案第七十四号 令和五年度藤崎町水道事業会計決算の認定を求めるの件
- 一、議案第七十五号 令和五年度藤崎町下水道事業会計決算の認定を求めるの件
- 一、常任委員会報告
- 一、議会運営委員会の閉会中の継続調査の件
- 一、常任委員会の閉会中の継続調査の件
- 一、議会広報特別委員会の閉会中の継続調査の件
- 一、議員派遣の件

一、議事の経過  
別紙のとおり

第一日 令和六年九月三日

開 議 午前九時五十八分

○議長（奈良完治君）

おはようございます。

六月定例会におきまして選任同意されました浅瀬石純司教育委員に、本日お越しいただいておりますので、ご挨拶をお願いいたします。

○教育委員会委員（浅瀬石純司君）

皆さん、おはようございます。

藤崎町議会の皆様の承認を得まして、このたび藤崎町教育委員にならせていただきます浅瀬石純司と申します。PTA活動を長年やってきましたので、子供たちのこと、それから教育関係のこと、これから藤崎町発展のため、そして子供たちが健やかに成長できるよう、教育分野で支援していきたいと思っておりますので、これからよろしくをお願いいたします。

○議長（奈良完治君）

どうもありがとうございました。

以上で就任の挨拶を終わります。

会議に入る前に、議場内の皆様でスマートフォンや携帯電話をお持ちの方は電源を切っていただくよう、ご協力をお願いします。

ただいまの出席議員数は十二名であります。定足数に達しておりますので、ただいまから令和六年第三回藤崎町議会定例会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

日程第一、会議録署名者の指名を行います。

会議規則第百二十二条の規定により、会議録署名者は、四番石澤貴幸議員、五番三上道人議員、六番阿部祐己議員を指名いたします。

日程第二、会期の決定を議題といたします。

本定例会の会期及び会期日程については、議会運営委員会で審議いたしましたので、議会運営委員長から報告を求めます。

五十嵐 忍 議会運営委員長。

○議会運営委員会委員長（五十嵐 忍 君）

おはようございます。

ただいまから議会運営委員会で審議いたしました結果をご報告いたします。

去る八月三十日午前十時から、役場三階小会議室において地方自治法第百九条第三項第一号の所管事務調査をするため議会運営委員会を開催し、令和六年第三回藤崎町議会定例会の会期及び会期日程について各委員の意見を十分尊重の上、慎重に審議いたしましたところ、会期は本日から九月十二日までの十日間とし、会期日程についてはお手元に配付しておりますとおり、九月三日は開会、会議録署名者指名、会期の決定、諸般の報告、町長提案理由説明、令和五年度決算審査報告、決算特別委員会設置、九月四日、五日は議案熟考のため休会、九月六日は町政に対する一般質問、九月七日、八日は休日及び日曜日のため休会、九月九日は各常任委員会開催のため休会、九月十日、十一日は決算特別委員会のため休会、九月十二日は決算特別委員会報告、議案審議、採決、委員会報告、閉会、以上、議会運営委員会で決定いたしましたことをご報告いたします。

○議長（奈良完治君）

お諮りいたします。

ただいま議会運営委員長から報告がありましたとおり、本定例会の会期は本日から九月十二日までの十日間とし、休会日はお手元に配付してあります日程表のとおりとしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（奈良完治君）

異議なしと認めます。

よって、会期は本日から九月十二日までの十日間に決定いたしました。

日程第三、諸般の報告を行います。

議案等の受理事項については、朗読を省略し、お手元に配付しております印刷物によりご了承願います。

次に、代表監査委員から監査報告を求めます。福士竹志代表監査委員。

○監査委員（福士竹志君）

監査報告を申し上げます。

例月出納監査については、去る八月二十六日、二十七日及び二十九日の三日間にわたり、七月分の各会計の収入、支出について出納関係諸帳簿並びに支出に関する証書類等を照合監査いたしましたところ、適正かつ正確に処理されており、異常ないものと認めました。

以上で監査報告を終わります。

○議長（奈良完治君）

監査報告が終わりました。



次に、令和六年五月二十九日付、青森県後期高齢者医療広域連合告示第九号で、青森県後期高齢者医療広域連合議会議員選挙において、三沢市議会議長加澤 明氏、平内町議会議長船橋健人氏、鱒ヶ沢町議会議長田中 亨氏、三戸町議会議長竹原義人氏が当選の告示をされたことを報告します。

これで諸般の報告を終わります。

日程第四、報告第十五号から報告第十六号まで、諮問第四号及び議案第六十号から議案第七十五号までを一括上程し、町長から提案理由の説明を求めます。

平田博幸町長。

○町長（平田博幸君）

改めまして、皆さんおはようございます。

本日ここに令和六年第三回藤崎町議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様におかれましては、ご多用にもかかわらずご出席を賜り、厚く御礼申し上げます。

開会に当たり一言挨拶申し上げます。

初めに、今年も全国的に集中豪雨や台風により、各地で被害が発生しており、今回の台風十号につきましても、九州地方を中心に被害をもたらしております。これから本格的な台風シーズンとなりますので、当町におきましては、令和四年の豪雨被害を含めたこれまでの経験や教訓をつないでいくため、自主防災組織の活性化をはじめ、町全体の防災意識を高めるとともに、引き続き災害に対応できるまちづくりを進めてまいりたいと思います。

次に、先月行いました夏まつりにつきましては、八月三日、五日にはねぷた合同運行、二十日には第五十五回津軽花火大会が開催されました。いずれも、我が町の夏を彩る大切な伝統行事であり、昨年に引き続き、コロナ前と同様の形で実施できたことをうれしく思うとともに、多くの皆様にご来場いただき、改めて我が町の魅力を町内外に発信できた

ものと考えております。

また、八月二十五日には藤崎町民運動会が開催され、二十三チーム、二十四町内会に参加いただき、天候にも恵まれ、活気あふれる運動会となりました。地域住民が集い、相互の親睦を図ることができる貴重な機会でございますので、今後もより多くの町民に参加いただき、さらに地域の交流を深めることができるよう、継続してまいりたいと考えております。

さらに、ふじさき産業文化交流施設（リンゴカ）につきましては、四月のオープン以来、多くの皆様にご来場いただいております。町の歴史やリンゴの魅力を町内外に広く発信する拠点として、今後さらに交流人口の拡大や地域経済の活性化につながっていくものと考えております。屋内ファームにおける農福連携の取組につきましても、着実に事業を実施し、さらなるステージアップを目指してまいりたいと考えております。

一方で、総務省が公表した人口動態調査によりますと、本県の人口は秋田県に次いで全国二位の減少率となっており、我が町を取り巻く環境は厳しい状況となっております。当町といたしましては、県と一体となって人口減少の課題に取り組むとともに、若い世代が住みたいと思う町を目指し、安定した雇用を創出し、さらに安全・安心な暮らしを守る取組を実施してまいりたいと思っております。

それでは、本定例会の開会に当たり上程されました報告二件、諮問一件、議案十六件の概要についてご説明申し上げ、ご審議の参考に供したいと思っております。

報告第十五号令和五年度藤崎町健全化判断比率の報告の件、報告第十六号令和五年度藤崎町資金不足比率の報告の件、以上の二件の報告は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律の規定に基づき、令和五年度一般会計、特別会計及び公営企業会計決算における健全化判断比率及び資金不足比率を報告するものであります。

諮問第四号人権擁護委員の推薦につき意見を求めるの件、本件は人権擁護委員である福士竹志氏の任期について、人

権擁護委員の委嘱発令の運用が変更となったことに伴い、人権擁護委員法第九条の規定により令和六年九月三十日から三か月間延長され、令和六年十二月三十一日をもって満了することから、後任の委員として、同氏を再び法務大臣へ推薦いたしたく、提案するものであります。

同氏は、藤崎町商工会事務局長として町の商工業の振興発展に大きく貢献された方であり、その豊富な知識と経験を生かし、平成三十年十月から現在に至るまで人権擁護委員を務められており、また、町監査委員や町虐待等防止協議会委員などを歴任し、経験豊富で委員として適任であると考えておりますので、議会の同意をお願いするものであります。

議案第六十号藤崎町地方活力向上地域に係る固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例案、本条例案は、地方再生法第十七条の六の地方公共団体等を定める省令の一部改正に伴い、固定資産税の課税の特例等の対象施設が拡充されたことから、所要の改正を行うものであります。

議案第六十一号藤崎町国民健康保険条例の一部を改正する条例案、本条例案は、国民健康保険法の一部改正に伴い、現行の被保険者証が廃止されることから、所要の改正を行うものであります。

議案第六十二号財産取得の件、本件は、情報系クライアント等の購入について、議会の議決を求めるものであります。また、契約業者につきましては、六社による指名競争入札の結果、扶桑電通株式会社青森営業所に決定したものであります。

なお、納入期限につきましては、令和六年十二月二十七日までとなっております。

議案第六十三号青森県後期高齢者医療広域連合規約の変更について、本件は、高齢者の医療の確保に関する法律の一部改正に伴い、現行の被保険者証が廃止されることから、規約の変更について、地方自治法の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

議案第六十四号令和六年度藤崎町一般会計補正予算（第三回）案、今回の補正は、町税の当初賦課額の確定、児童手

当制度の拡充及び公共施設等の整備・改修等に伴う事業費の追加や決算確定に伴う繰越金処理などを中心としたもので、歳入歳出とも一億六千八百八十三万千円を追加し、予算規模は八十五億九千五百七万六千円となるものであります。

まず、歳入の主な補正内容について申し上げます。

第一款町税の追加は、当初賦課額の確定によるものであり、第十四款国庫支出金の追加は、主に児童手当制度の拡充に伴う給付費の財源を追加するものであります。

第十五款県支出金の追加は、主に国民スポーツ大会の競技施設の改修や新婚生活の経済的負担を軽減するための事業費の財源を追加するものであり、第十八款繰入金の追加は、過年度精算に伴う特別会計の繰入れのほか、公共施設等の整備・修繕や農業振興の事業費の追加に対応するため、特定目的基金から繰入れするものであります。

また、第十九款繰越金の追加は、決算確定によるものであります。

次に、歳出の主な補正内容について申し上げます。

第二款総務費財産管理費の追加は、旧藤崎診療所大規模改修のための調査業務を実施するためのものであり、同じく地方創生推進費の追加は、主に新婚生活の経済的負担を軽減するための事業費を追加するものであります。

第三款民生費老人福祉センター費の追加は、藤崎老人福祉センター温泉浴場の源泉の調査や水中ポンプの更新に要する経費を計上するものであり、同じく児童措置費の追加は、児童手当制度の拡充に伴う給付費を追加するものであります。

第六款農林水産業費農業振興費の追加は、主に令和六年産リンゴのモモシクイガ防除のための支援として、町が補助金を上乘せ交付するものであり、同じく農業集落排水事業費の追加は、主に処理場の設備の修繕に要する経費の財源を下水道事業会計に繰り出しするものであります。

第八款土木費下水道事業費の追加は、企業債の財源を組替えするため、下水道事業会計に繰り出しするものであります。

す。

また、前年度事業の確定に伴う国や県への返還金は、第三款及び第四款に計上しております。

議案第六十五号令和六年度藤崎町国民健康保険（事業勘定）特別会計補正予算（第二回）案、今回の補正は、国民健康保険税の当初賦課額確定や事業費納付金の確定のほか、前年度決算の確定に伴う普通交付金の精算及び繰越金の確定によるもので、歳入歳出とも五千八十三万五千円を追加し、予算規模は十八億千五十二万三千円となるものであります。

議案第六十六号令和六年度藤崎町後期高齢者医療特別会計補正予算（第二回）案、今回の補正は、後期高齢者医療保険料の当初賦課額及び前年度決算の確定に伴う繰越金の確定によるもので、歳入歳出とも千六万五千円を追加し、予算規模は二億千七百七十六万五千円となるものであります。

議案第六十七号令和六年度藤崎町介護保険（事業勘定）特別会計補正予算（第二回）案、今回の補正は、主に前年度介護給付費の確定に伴い返還金及び繰出金に対応するもので、歳入歳出とも四千七百三十三万円を追加し、予算規模は十八億千九百十三万五千円となるものであります。

議案第六十八号令和六年度藤崎町水道事業会計補正予算（第三回）案、今回の補正は、収益的収入及び支出において、人件費の減額や県の工事費等積算システムのクラウド利用に必要な端末の購入費及び郵便料金改定に伴う通信運搬費等の追加を予備費で調整するもので、予算規模は収入支出とも従前の三億七千四百四十六万二千元と変わらないものであります。

議案第六十九号令和六年度藤崎町下水道事業会計補正予算（第二回）案、今回の補正は、収益的収入及び支出において、処理場の設備の修繕に要する経費及び児童手当の制度改正に伴う人件費の追加を一般会計補助金で調整するもので、収入支出とも予算額を七百八十七万七千円追加し、予算規模は五億七千五百九十六万五千円となるものであります。

また、資本的収入及び支出については、企業債の一部を出資金へ組替えするもので、予算規模は従前と変わらず、収

入が二億五千九百七十万円、支出が四億三千九百七十七万円となるものであります。

議案第七十号令和五年度藤崎町一般会計歳入歳出決算の認定を求めるの件、令和五年度藤崎町一般会計決算は、歳入決算額が九十三億千六百七十七万円余り、歳出決算額が九十億千二百九十六万円余り、歳入歳出差引額は三億三百八十一万円余りとなり、この差引額から翌年度へ繰り越すべき財源を差し引いた実質収支額、いわゆる決算剰余金は二億四千六百六十八万円余り、このうち一億円を財政調整基金へ、そして一億円を減債基金へ積み立て、残り四千六百六十八万円余りを令和六年度へ繰り越したものであります。

まず、歳入について概要をご説明申し上げます。

歳入は、ふれあいずーむ館改修事業に係る公共施設等適正管理推進事業債等による町債の減のほか、企業版ふるさと納税の皆減や、ふるさと納税の減による寄附金の減はあったものの、国庫負担金や基金繰入金の増により、前年度に比べ九百四十六万円余り、率にして〇・一%の増となったものであります。

主な内容といたしましては、まず自主財源である町税が十二億三千六百五十五万円余りと、前年度に比べ四千八百四十一万円余り、率にして四・一%の増となっております。中でも町民税は、コロナ禍に起因する景気低迷からの回復基調を背景とした所得増により、五億六千七万円余りとなり、前年度に比べ三千九百四十万円余り、率にして七・六%の増となったものであります。

また、歳入の三七・二%を占める地方交付税は、三十四億六千二百九十八万円余りと、前年度に比べ七千五十二万円、率にして二・〇%の減となったものであります。

このほか、国庫支出金のうち国庫負担金が、子どものための教育・保育給付交付金等により八億千七百五十五万円余り、同じく国庫支出金のうち国庫補助金が、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金等により七億三千四百六十五万円余り、県支出金のうち県負担金が、子どものための教育・保育給付費等県負担金等により四億千九百五十九万円余り

となったものであります。

次に、歳出について、その概要について申し上げます。

歳出は、藤崎中央小学校大規模改修工事費や、ふれあいずーむ館改修工事費の皆減があったものの、旧弘前実業高校藤崎校舎屋内ファーム等整備工事費や明徳中学校予防改修工事費の皆増により、前年度に比べ千八百九十万円余り、率にして〇・二%の増となったものであります。

主な内容といたしましては、総務費の総務管理費が、ふじさき応援基金などの町保有基金への積立金や旧弘前実業高校藤崎校舎屋内ファーム等整備工事費等により十七億三千九百四十六万円余り、民生費の社会福祉費が、障害者福祉サービス費等給付費等により十五億八千七百三十八万円余り、同じく民生費の児童福祉費が、子どものための教育・保育給付費等により十一億三千七百九十三万円余り、教育費の中学校費が、明徳中学校予防改修工事費等により三億八千五百十六万円余りとなったものであります。

議案第七十一号令和五年度藤崎町国民健康保険（事業勘定）特別会計歳入歳出決算の認定を求めるの件、令和五年度藤崎町国民健康保険特別会計決算は、歳入決算額が十八億九百十二万円余り、歳出決算額が十七億三千三百四十五万円余り、歳入から歳出を差し引いた七千五百六十七万円余りが剰余金となり、このうち四千万円を財政調整基金へ繰入れ、残り三千五百六十七万円余りを翌年度へ繰り越したものであります。

また、歳入については、その概要をご説明申し上げます。

歳入のうち二〇・七%を占める国民健康保険税は、三億七千四百八十九万円余りで、前年度に比べ二千七百七十二万円余り、六・二%の増となったものであります。

また、国保運営における財政運営の責任主体である県より交付された保険給付費等交付金については、普通交付金が十一億九千七百六十五万円余りとなっております。

このほか、県補助金、繰入金などは、歳出関連及び繰出基準に基づいたものであります。

次に、歳出について、その概要をご説明申し上げます。

歳出の六九・三％に当たる保険給付費は、療養諸費など十二億七十五万円余りで、前年度に比べ九千八百七十二万円余り、九・〇％の増となったものであります。

また、国民健康保険事業費納付金は四億六千九百八十七万円余りで、県において見込みを立てた医療給付費等の額から公費等の拠出で賄われる費用を除いた額を事業費納付金として拠出したものであります。

このほか、特定健康診査等に係る保健事業費が主なものとなっております。

議案第七十二号令和五年度藤崎町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定を求めるの件、令和五年度後期高齢者医療特別会計決算は、歳入決算額が三億五千四百九十四万円余り、歳出決算額が三億五千七万円余り、歳入から歳出を差し引いた四百八十七万円余りが剰余金となり、その全額を翌年度へ繰越しとしたものであります。

まず、歳入について、その概要についてご説明申し上げます。

歳入のうち三二・二％を占める後期高齢者医療保険料は一億千四百十二万円余りで、前年度に比べ千百一十万円余り、十・七％の増となっており、歳入の六五・九％を占める繰入金は二億三千三百九十七万円余りで、前年度に比べ千九百十八万円余り、五・四％の増となったものであります。

次に、歳出について、その概要をご説明申し上げます。

歳出の九六・二％を占める後期高齢者医療広域連合負担金は、町で収納した保険料及び低所得者に対する保険料軽減相当分の保険料等負担金、広域連合職員の人件費等に係る事務費負担金及び被保険者の医療費に係る療養給付費負担金で、前年度に比べ千九百八十九万円余り、六・三％増の三億三千六百六十一万円余りとなっております。

また、総務費につきましては、町職員の人件費などが主なものであります。



議案第七十三号令和五年度藤崎町介護保険（事業勘定）特別会計歳入歳出決算の認定を求めるの件、令和五年度介護保険特別会計決算は、歳入決算額が十八億九千百八十万円余り、歳出決算額が十八億百七十九万円余り、歳入から歳出を差し引いた九千一万円余りが剰余金となり、その全額を介護保険財政調整基金に繰入れしたものであります。

まず、歳入について、その概要についてご説明申し上げます。

自主財源の大部分を占める介護保険料は三億四千八十八万円余りで、前年度に比べ千二百十五万円余り、三・七%増となったものであります。

また、国庫支出金は四億六千九十七万円余りで、前年度に比べ九百五十八万円余り、二・〇%の減となったものであります。

このほか、支払基金交付金、県支出金、一般会計や財政調整基金からの繰入金が主な歳入であります。

次に、歳出について、その概要をご説明申し上げます。

総務費は認定調査費と人件費が主なものであり、保険給付費は認定を受けた方が利用したサービスに係る給付費などで、十五億九千八百七十四万円余り、前年度に比べ三千二百七万円余り、二・〇%の増となったものであります。

また、地域支援事業費は八千三百五万円余りで、前年度に比べ百四十万円余り、一・七%の減となったものであります。

議案第七十四号令和五年度藤崎町水道事業会計決算の認定を求めるの件、令和五年度藤崎町水道事業は給水戸数五千六百七十九戸、給水人口一万四千三百九人で、普及率は九九・七%となりました。

年間総配水量は百五十万二千二百九十六立方メートルで、年間有収水量が百二十五万九千十七立方メートルであったことから、有収率は八三・九%となったものであります。

次に、経営収支状況であります。収益的収入及び支出における収入決算額は三億四千七百二十八万円余りで、支出

決算額は二億七千八百七十八万円余りとなり、収支差引き六千八百五十万円余りの純利益を計上したものであります。

また、資本的収入及び支出における支出決算額は八千七百七万円余りで、収入決算額が百十二万円余りであるため、支出決算額に対して不足する額八千五百九十八万円余りは、消費税及び地方消費税資本的収支調整額や減債積立金及び損益勘定留保資金で補填したものであります。

議案第七十五号令和五年度藤崎町下水道事業会計決算の認定を求めるの件、令和五年度藤崎町下水道事業は、処理区域内人口一万三千八百三十六人、水洗便所設置済人口一万二千二百七十一人で、加入率は八一・五％となりました。

年間汚水処理量は百十一万四千四百九十立方メートルで、年間有収水量が九十四万六千八十九立方メートルであったことから、有収率は八五・一％となったものであります。

次に、経営収支状況であります。収益的収入及び支出における収入決算額は五億七千八百九十二万円余りで、支出決算額が五億三千七百六十三万円余りとなり、収支差引き四千二百二十八万円余りの純利益を計上したものであります。

この純利益を前年度までの繰越欠損金に充当した結果、未処理欠損金は六千四百三十万円余りとなったものであります。

また、資本的収入及び支出における支出決算額は四億九百四万円余りで、収入決算額が二億千七百十万円余りであるため、支出決算額に対して不足する額一億九千九百九十四万円余りは、消費税及び地方消費税資本的収支調整額と損益勘定留保資金等で補填したものであります。

以上、提出議案の概要についてご説明申し上げましたが、議事の進行に伴いご質問に応じ、本職をはじめ関係者から詳細にご説明申し上げたいと思います。何とぞ慎重ご審議の上、原案のとおりご決定を賜りますよう、お願い申し上げます。

○議長（奈良完治君）

日程第五、令和五年度決算審査報告について、代表監査委員から報告を求めます。福士竹志代表監査委員。

○監査委員（福士竹志君）

令和五年度決算審査についてご報告申し上げます。

令和五年度藤崎町一般会計歳入歳出決算、令和五年度藤崎町国民健康保険（事業勘定）特別会計歳入歳出決算、令和五年度藤崎町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算、令和五年度藤崎町介護保険（事業勘定）特別会計歳入歳出決算、令和五年度藤崎町水道事業会計決算、令和五年度藤崎町下水道事業会計決算、以上の決算について、令和六年八月一日、二日、五日、六日及び九日の五日間にわたり、令和五年度各会計の決算書、歳入歳出事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書等及び関係諸帳簿並びに証書類等の提出を求め、慎重に審査いたしましたところ、計数に誤りがなく、適切に処理されており、正当であるものと認めました。

また、将来にわたり健全な財政運営を確かなものにするためには、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく健全化判断比率及び資金不足比率について、早期健全化基準及び経営健全化基準を上回らない財政運営を引き続き堅持するよう努力されたい。

なお、細部については別紙意見書のとおりでありますので、省略いたします。

以上、決算審査のご報告といたします。

○議長（奈良完治君）

決算審査報告が終わりました。

日程第六、決算特別委員会設置の件を議題とします。

お諮りいたします。

本定例会は、議案第七十号から議案第七十五号までの令和五年度の各会計の決算が計上されておりますので、議員全

員の委員をもって構成する決算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査期限を令和六年第三回定例会までとしたい  
と思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（奈良完治君）

異議なしと認めます。

よって、議員全員の委員をもって構成する決算特別委員会を設置し、議案第七十号から議案第七十五号までをこれに  
付託の上、審査期限を令和六年第三回定例会までとすることに決定いたしました。

これをもって本日の日程は終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

散 会 午前十時三十九分

---